

工事承認								(合議)	
技術管理者	水道技術監	課長	課長補佐	主査	主任	係	係	経営企画課長	

給水装置工事申込書

令和 年 月 日

川西市上下水道事業管理者 あて

川西市水道事業給水条例第13条の規定により、下記のとおり工事を申込みとともに、下記指定給水装置工事事業者を代理人と定め、下記委任事項を委任します。
 また、下記条件事項について承諾するとともに、当該工事に起因して、第三者から異議の申し出があった場合や第三者への損害が生じた場合等問題が生じた場合は、当方の責任においてこれを解決します。

申込者(委任者) 住所 兵庫県川西市 町 - 氏名 印 フリガナ <small>(自著しない場合又は法人である場合は、記名押印してください。)</small>	指定給水装置工事事業者(受任者) 所在地 兵庫県川西市 町 - 名称 (株) 水道サービス 職・氏名 代表取締役 印 <small>(自著しない場合又は法人である場合は、記名押印してください。)</small>
--	--

装置(工事)場所	川西市 1丁目 -
----------	-----------

工事の種類	給水装置 給水管(共同管) の 新設 事前着工(引込管) の 改造 撤去 修繕 工事
-------	--

水栓番号	、 <small>注)工事を申込み土地に水栓番号がある場合、該当水栓番号記入してください。無ければ記入しないでください。</small>
------	---

利害関係人の同意	設置同意書 私所有の土地に給水装置を設置することに同意します。 土地所有者 住所 氏名 印 <small>(自著しない場合又は法人である場合は、記名押印してください。)</small>
	分岐同意書 私所有の給水装置から分岐することに同意します。 給水装置所有者 住所 氏名 <small>(自著しない場合又は法人である場合は、記名押印してください。)</small>

委任事項	<ul style="list-style-type: none"> 本工事の申込みから給水の届け出に至るまでの諸手続きに関する一切のこと。 本工事に係る分担金・手数料の納付に関する一切のこと。 本工事の施行に関する一切のこと。
条件事項	<ul style="list-style-type: none"> 川西市水道事業給水条例その他法令を遵守し、断水、メーター検針・交換等局業務について、異議を唱えないこと。 また、後日検針・交換等に支障が生じた場合は、局指導の下、使用者等の責任においてこれを解消すること。 川西市水道事業給水条例施行規程第5条第2項に該当する場合は、誓約書を添付すること。 不要となる、又は使用の見込みがない給水管、引込管等給水装置は、局指導の下、撤去すること。 当該給水装置の所有権が第三者に移行する場合は、新たな所有者に当該装置に関する一切を継承すること。 当該給水装置に係る情報について、局事業運営の資料として使用すること。

分かれば従前業種を記入

設計審査					
工事の種類	新設・改造・撤去・修繕	受付番号		通知番号	
水栓番号		受付日			
用途業種	水系	親メーター口径	親メーター種別	市納金	市納金収受確認
		分担金(税込)		手数料	
ヘッダー工法	架橋ポリエチレン管・ポリブデン管	計			

給水装置工事設計書

給水位置図・メーター位置図

位置図を貼付添付し、給水範囲・メーター位置を赤で記入する

道路等の掘削	市道	里道水路等市管理地	国県道	私有地(私有地)	分かれば従前階数を記入	親メーター口径を記入
給水方式	直圧	受水槽	3階直圧	増圧	最高給水階	1階
給水の業種	一般住宅	共同住宅	店舗付住宅	学校	病院	事務所
	工場	その他	不明			
給水量	m3		時間使用水量	m3/h		各戸検針を希望
検針用メーター数	13	個	20	個	25	個
			40	個	50	個
						しない

親メーター口径	20 mm
---------	-------

指定給水装置工事事業者	主任技術者
名称 (株) 水道サービス	氏名 印
	免状交付番号 第 号
	<small>(自著しない場合は、記名押印してください。)</small>

確認事項

- 給水装置の構造及び材質については、水道法施行令第6条、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令等その他法令を遵守するとともに、第三者認証品、自己認証品を使用します。
- 配水管及びメーターに影響を及ぼさないよう給水管・引込管口径は、流速2m/sを越えないよう設計します。
- メーター装置は、川西市水道事業給水条例施行規程第7条に基づき、メーターの点検・検針・取替機能を妨害することのない場所に設計・設置します。
- 水道法第25条の4、水道法施行規則第23条、同第36条を遵守するとともに、当該工事完了後速やかに給水装置工事記録簿を作成し、作成の日から3年間保存します。